

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年10月21日(2021.10.21)

【公表番号】特表2021-504060(P2021-504060A)

【公表日】令和3年2月15日(2021.2.15)

【年通号数】公開・登録公報2021-007

【出願番号】特願2020-529516(P2020-529516)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/84 (2006.01)

A 6 1 B 17/80 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/84

A 6 1 B 17/80

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月8日(2021.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

骨を治療するための装置であつて、

前記骨の長さに沿って位置決めされた固定プレートを横方向に横断して前記骨の上に取り付けられるように寸法決め及び形状決めされた第1のクランプ部材と、

前記第1のクランプ部材に連結可能な第2のクランプ部材と、を備え、その結果、前記第1及び第2のクランプ部材が動作位置で一体に連結されると、前記第1及び第2のクランプ部材は前記骨の外周の少なくとも一部分の周りに延在し、前記第2のクランプ部材は、初期構成に向かって付勢され、かつ前記骨から離れる第2の構成に向かって偏向可能なばね機構を含む、装置。

【請求項2】

前記第2のクランプ部材の少なくとも一部分がニチノールで形成されている、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記第1のクランプ部材は、内部に前記固定プレートを受容するように寸法決め及び形状決めされた溝を含む、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記第1のクランプ部材は、内部を通って前記第1のクランプ部材の端部における第1の開口部から第2の開口部まで延在するチャネルを含む、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

前記第2のクランプ部材は、前記チャネルの前記第1の開口部を通して摺動可能に挿入されるように寸法決め及び形状決めされたステム部分を含み、その結果、前記ステム部分の端部が前記第2の開口部を越えて延在する、請求項4に記載の装置。

【請求項6】

前記ステム部分の前記端部に螺合して、前記第1及び第2のクランプ部材を互いに対し固定するように構成された連結要素を更に備える、請求項5に記載の装置。

【請求項7】

前記ばね機構は、前記第2のクランプ部材の減少した厚さ部分によって画定されている

、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 8】

前記減少した厚さ部分は、前記第 2 のクランプ部材の外表面内へと延在する溝を介して画定されている、請求項 7 に記載の装置。

【請求項 9】

前記第 2 のクランプ部材の最大可能偏向を画定する停止機構を更に備える、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 10】

前記停止機構は、前記第 2 のクランプ部材の外表面に沿って延在する一対のウイングを介して画定され、前記一対のウイングの先端部は、互いに向かって延在し、前記第 2 のクランプ部材の前記最大可能偏向に対応する距離だけ互いから分離されている、請求項 9 に記載の装置。

【請求項 11】

前記第 2 のクランプ部材の内側の前記骨に面する表面は、前記第 2 のクランプ部材が固定されている前記骨を把持するための歯を含む、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 12】

前記第 1 のクランプ部材の一部分は、内部に骨固定要素を受容するために内部を通って延在する穴を含む、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 13】

前記骨の長さに沿って位置決めされるように構成された骨固定プレートであって、第 1 の端部から第 2 の端部まで長手方向に延在し、内部を通って延在する複数の骨固定要素受容開口部を含む、骨固定プレートをさらに含む、請求項 1 に記載の装置。